

# 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第13条第1項
処 分 の 概 要： 緊急自動車の指定
原権者(委任先)： 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標準審査期間： 10日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： 熊本県警察本部交通企画課に提出して下さい。
問 合 せ 先： 熊本県警察本部交通企画課（電話番号：096-381-0110）
備 考：